

第八次香川県保健医療計画 骨子（案）

1 計画の基本的な考え方

（1）計画策定の趣旨

県民だれもが、いつでも、どこでも適切な医療が享受できる体制づくりを進めるとともに、生涯を通じた健康の保持増進から疾病の予防、診断、治療、リハビリテーションに至る一貫したきめ細かな保健医療サービスを的確に提供できる保健医療システムの構築を図るため、医療法の改正や本県の現状、新興感染症への対応等も踏まえ、新たな計画を策定する。

（2）計画の基本理念・取組みの方向性

県民の医療に対する安心・信頼の確保を目指し、医療機能の分化・連携を推進することにより、地域において切れ目のない医療が提供されるよう、良質かつ適切な医療を持続可能な形で提供できる体制を構築する。

（3）計画の位置付け

医療法第30条の4第1項に基づく計画（高齢者の医療の確保に関する法律第9条に基づく計画を含む。）

（4）計画の期間

令和6年度から令和11年度までの6年間（医師確保計画及び外来医療計画に係る事項は令和6年度から令和8年度までの3年間）

2 香川県の保健医療提供体制の現状・課題と対策

（1）地勢・交通及び人口等の状況

（2）医療提供施設等の状況

（3）保健医療圏と基準病床数

3 香川県地域医療構想

平成28年10月に策定した香川県地域医療構想を、引き続き、第八次香川県保健医療計画における地域医療構想に位置付ける。

4 香川県医師確保計画

令和2年度から5年度までを計画期間とする「香川県医師確保計画」を策定し、医学部進学を目指す高校生から臨床医までの各キャリアステージに応じた医師確保施策を実施してきたところであるが、地域偏在や診療科偏在、医師の高齢化等の課題に引き続き取り組んでいくため、令和5年3月に改正された「医師確保計画策定ガイドライン」等を踏まえ、医師の確保に関する事項を定める。

5 医療従事者の確保・養成

各医療従事者（医師確保計画に定めるものを除く。）の確保・養成に関する事項

6 香川県外来医療計画

令和2年度から5年度までを計画期間とする「香川県外来医療計画」を策定し、新規開業者等に対する情報提供や医療機器の効率的な活用に向けた取り組みなどを進めてきたところであり、令和5年3月に改正された「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン」の内容も踏まえ、引き続き、外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項を定める。

7 疾病・事業ごとの医療連携体制の現状・課題と対策

(1) がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患の5疾病並びに結核・感染症等の疾患に係る医療連携体制等に関する事項

(2) 救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療及び新興感染症発生・まん延時における医療（※）の6事業並びに在宅医療、歯科医療等に係る医療連携体制等に関する事項

※ 令和3年の医療法改正により、医療計画の記載事項として新興感染症への対応に関する事項が追加された。

8 保健医療計画による事業の推進と数値目標の達成状況の評価

(1) 保健医療計画の周知と情報公開

(2) 数値目標の設定

(3) 保健医療計画の推進体制と役割

(4) 数値目標の進行管理

9 保健・医療・介護（福祉）の総合的な取組み

- (1) 保健・医療・介護（福祉）の連携
- (2) 健康づくり運動の推進
- (3) 食育の推進
- (4) 医療費適正化
- (5) 高齢者保健福祉対策
- (6) 障害者保健福祉対策
- (7) 母子保健福祉対策
- (8) 保健福祉施設の機能強化

10 健康危機管理体制の構築

- (1) 健康危機管理体制
- (2) 医薬品等の安全対策
- (3) 食品の安全性確保対策
- (4) 生活衛生対策